令和３年４月２８日

保護者　様

吉岡町立吉岡中学校
校長　坂本　浩之

留守番電話機の導入について

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、笑顔のあふれる学校、教育活動の充実している学校にするには、生徒と向き合う教職員が心身ともに健康であることが重要です。昨今教職員の長時間労働の常態化が大きな問題となるなか、本校においても引き続き労働環境の改善に努めていく必要があります。

そこで教職員の業務負担軽減の一環として、下記のとおり留守番電話機（メッセージの録音機能はありません）を導入することにいたしました。

保護者の皆様におかれましては、本件の趣旨につきまして、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

１　留守番電話機の使用開始日

令和３年５月６日（木）　午後６時３０分から

２　留守番電話機による応答時間（学校に電話のつながらない時間）

平　　日　：　午後６時３０分から翌朝７時３０分

土日祝祭日　：　終日（学校行事等の場合は除く）

※　職員が全員退勤した場合などは、上記時間より早く留守番電話機による応答になります。

３　その他

・本校教職員の勤務時間は、平日の午前８時１０分から午後４時４０分までです。

・学校に電話のつながらない時間に緊急に連絡をとりたいときは、町役場（５４－３１１１）にご連絡ください。

なお、事件や事故のときは、警察署や消防署等にご連絡ください。